

総社市訓令第6号

庁 中 一 般
出 先 機 関

総社市国民保護対策本部及び総社市緊急対処事態対策本部規程（平成19年総社市訓令第1号）の一部を次のように改正する。

令和元年5月23日

総社市長 片岡 聡 一

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（別表の表示を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（別表の表示を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

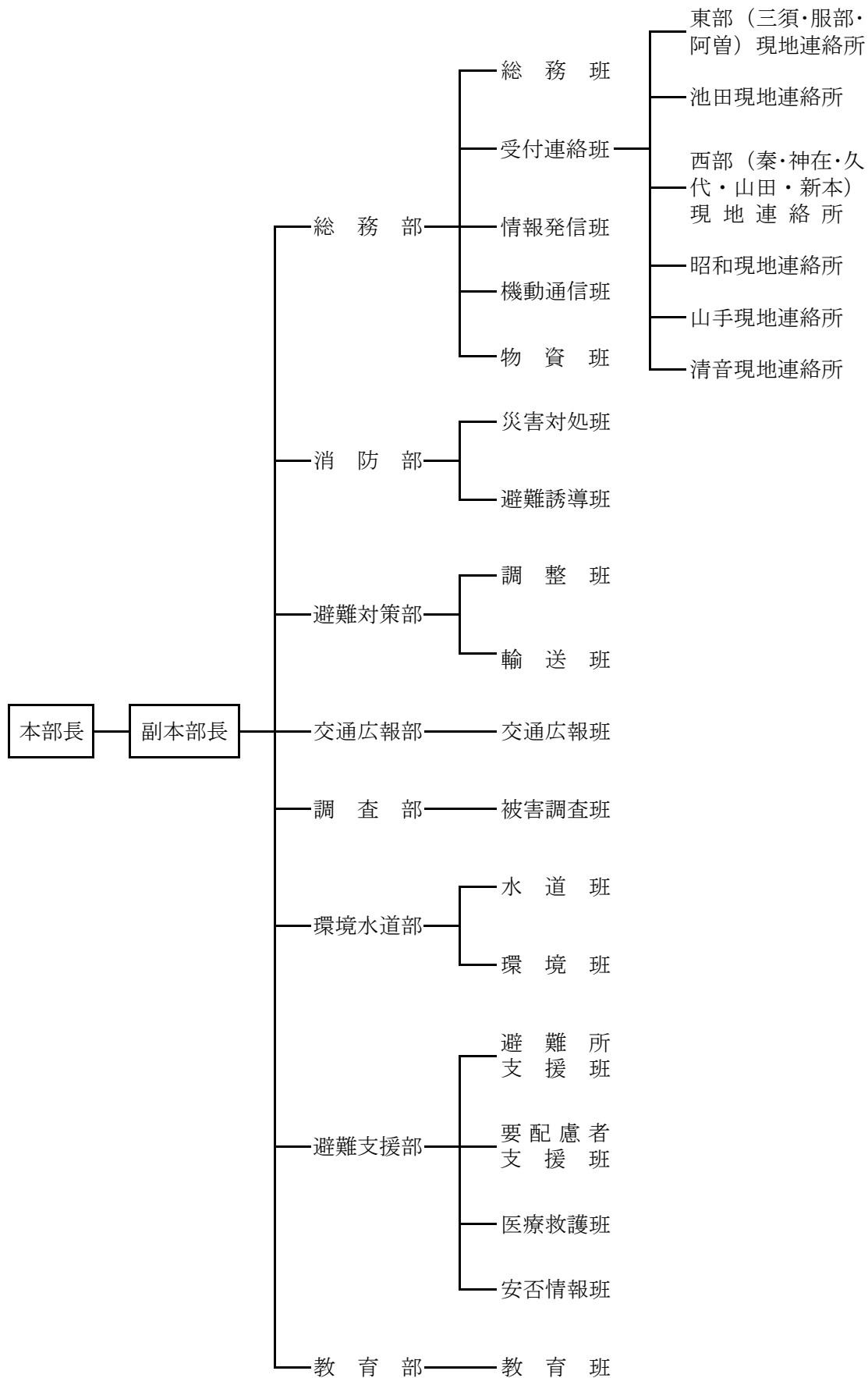
次の表の改正前の欄中別表の表示に下線が引かれた別表（以下「移動別表」という。）を当該移動別表に対応する同表の改正後の欄中別表の表示に下線が引かれた別表とする。

改 正 後	改 正 前
<p>（国民保護対策本部連絡員等） 第7条 国民保護対策本部連絡員を各部に置く。 2 国民保護対策本部連絡員は、本部室に常駐し、各部の所掌事務に従事するほか、本部と各部との連絡に当たる。 3 略</p> <p><u>別表第1（第4条関係）</u> （別紙のとおり）</p> <p><u>別表第2（第6条関係）</u> （別紙のとおり）</p>	<p>（国民保護対策本部連絡員等） 第7条 国民保護対策本部連絡員を調整部に置く。 2 国民保護対策本部連絡員は、本部室に常駐し、所掌事務に従事するほか、<u>国民保護対策本部の設置及び活動について調整部長の指示により各部との連絡に当たる。</u> 3 略</p> <p><u>別表第1（第4条関係）</u> 略</p> <p><u>別表第2（第6条関係）</u> 略</p>

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

別表第1 (第4条関係)



別表第2（第6条関係）

部	班	所 掌 事 務 の 内 容
総 務 部	総 務 班	1 対策本部会議に関すること。 2 対策本部員（消防部除く。）の非常招集及び指令の伝達に関すること。 3 各種情報を踏まえた対策本部長の重要な意思決定の補佐 4 他の市町村に対する応援の求め，県への各機関の派遣要請及び受入等広域応援に関すること。 5 県を通じた指定行政機関の長等への措置要請及び自衛隊の部隊等の派遣要請に関すること。 6 市が行う国民保護及び緊急対処事態に対する措置に関する調整に関すること。 7 避難実施要領の策定に関すること。 8 避難の指示の通知及び伝達に関すること。 9 その他対策本部の庶務に関すること。
	受付連絡班	1 住民からの通報等の受付に関すること。 2 各現地連絡所及び被災現地との連絡に関すること。
	(各現地連絡所)	受付連絡班との連絡及び関係地区住民との連絡調整に関すること。
	情報発信班	1 避難情報等の発信に関すること。 2 報道発表及び災害の記録に関すること。
	機動通信班	被災地域の状況把握に関すること。
	物 資 班	1 物資等の調達及び配分に関すること。 2 車両等の調達及び配車並びに資機材の調達に関すること。 3 物資等の受領及び管理に関すること。 4 特殊標章の交付に関すること。（消防長が交付を行う対象者を除く。）
消 防 部	災害対処班	1 武力攻撃災害への対処に関すること。（火災，救急及び救助を含む。） 2 住民からの情報収集に関すること。 3 警戒区域の設定に関すること。 4 対策本部員（消防部関係）の非常招集に関すること。 5 消防団との連絡調整に関すること。 6 避難の伝達に関すること。 7 特殊標章の交付に関すること。（消防長が交付を行う対象者）

	避難誘導班	<ol style="list-style-type: none"> 1 住民の避難誘導に関すること。 2 避難の伝達に関すること。
避難対策部	調整班	<ol style="list-style-type: none"> 1 他の地域又は他自治体等への避難時における調整及び避難経路の決定に関すること。 2 避難誘導班の補助に関すること。
	輸送班	<ol style="list-style-type: none"> 1 避難住民の輸送及び調整に関すること。 2 物資等の輸送に関すること。
交通広報部	交通広報班	<ol style="list-style-type: none"> 1 被災地域等における交通安全の確保に関すること。 2 災害情報の広報に関すること。 3 避難の伝達に関すること。 4 道路情報に関すること。
調査部	被害調査班	<ol style="list-style-type: none"> 1 施設、家屋路等の被害調査及び報告に関すること。 2 災害に関する写真その他資料の収集及び記録に関すること。 3 罹災証明書の発行に関すること。
環境水道部	水道班	<ol style="list-style-type: none"> 1 水道施設の防護及び応急措置に関すること。 2 給水の確保及び罹災者に対する飲料水の供給に関すること。 3 災害対策に必要な水道資機材の調達に関すること。
	環境班	<ol style="list-style-type: none"> 1 被災地域の消毒及び防疫に関すること。 2 災害による遺体の安置及び仮埋葬に関すること。
避難支援部	避難所支援班	<ol style="list-style-type: none"> 1 避難所の開設及び運営に関すること。 2 避難所での食料、物資等の供給に関すること。
	要配慮者支援班	高齢者、障がい者、乳幼児等の要配慮者への安全確保及び支援に関すること。
	医療救護班	<ol style="list-style-type: none"> 1 医療機関との連絡調整に関すること。 2 救急医療薬品、衛生材料等の調達及び配分に関すること。 3 救護活動に関すること。
	安否情報班	安否情報の収集及び提供に関すること。
教育部	教育班	児童、生徒の安全確保、避難及び支援体制に関すること。

※ 各部は政策監の指示により、災害の規模又は状況の変化に応じて相互に応援体制を執る。

※ 対策本部連絡員は、各部（各班）へ決定事項等を徹底するとともに、各部（各班）の対応内容を遅滞なく対策本部へ連絡する。